

令和8年9月29日

総務部

総務課コンプライアンス・行政管理係

電話：027-226-2028 内線：2028

「群馬県カスタマーハラスメント対策要綱」を策定しました

県職員に対するカスタマーハラスメント対策については、令和7年3月に「群馬県職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」を策定し、取組を進めているところです。

また、労働施策総合推進法（※）が改正され、令和8年10月1日から全ての事業主にカスタマーハラスメント対策を講じることが義務付けられました。

群馬県では、改正法の施行に合わせて、これまでのカスタマーハラスメント対策を充実させるため「群馬県カスタマーハラスメント対策要綱」を策定しました。

引き続き、カスタマーハラスメントに適切に対応し、職員が安心して職務に専念できる環境づくりと県民サービスの向上に努めていきます。

※ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

1 要綱の内容

別紙「群馬県カスタマーハラスメント対策要綱」のとおり

2 施行日

令和8年10月1日